令和３年９月３日

南砺市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業の範囲や条件について

南砺教育委員会では、南砺市立小・中・義務教育学校の新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業等の範囲や条件について下表のようにします。

　なお、臨時休業等の判断は、南砺市内や学校区の感染状況等、及び厚生センターや学校医の助言を踏まえて、南砺市教育委員会、当該学校が協議し決定します。

|  |  |
| --- | --- |
| 学校全体の臨時休業 | 〇以下のいずれかの状況に該当し、学校全体に感染が広がっている可能性が高い場合（期間は、概ね数日～１週間程度）。①学校の児童生徒が感染し、濃厚接触者の特定及び校舎内全域の清掃、消毒活動等を要する場合。②複数の学級又は学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合。③その他、南砺市教育委員会が必要と判断した場合。 |
| 学級閉鎖 | 〇以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合（期間は、５～７日程度を目安とする）。　①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合。　②感染が確認されたものが１名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合。　③１名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合。　④その他、南砺市教育委員会が必要と判断した場合。 |
| 学年閉鎖 | 〇複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合。 |